

総務部 財産活用課 財産活用係  
担当：大塚、内村  
直通：092-643-3235  
内線：2380

## 県民向け施設へのネーミングライツ導入に係る公募を行います

- 福岡県では、「県民向け施設」について、施設の利便性を向上させ、より県民に親しまれる施設として持続可能な運営を目指すことを目的として、ネーミングライツ(施設命名権)を導入することとしました。
- 本日から、命名権を付与する企業等(パートナー)の公募を開始しますので、お知らせします。

### 1 導入対象施設

施設名	現在の愛称等	所在地
福岡県立ももち文化センター	ももちパレス	福岡市早良区百道2丁目
福岡県営春日公園 野球場、庭球場、球技場		春日市原町3丁目
福岡県立スポーツ科学情報センター	アクション福岡	福岡市博多区東平尾公園2丁目
福岡県立総合プール	アクション福岡	福岡市博多区東平尾公園2丁目

### 2 事業の概要

- (1) 公募において企業等は、上記1の導入対象施設から任意の施設を選択して応募するものとし、募集要項に定められた条件を満たした施設の愛称、命名権対価金額及び各種イベント等の施設特性を活かした取り組みについて提案を行います。
- (2) 県は、応募のあった企業等の応募資格の確認を行うとともに、上記提案について庁内で設置する選定委員会において審査を行い、その結果を踏まえた上で、優先交渉権者を決定します。
- (3) 優先交渉権者決定後、県と企業等は各施設において変更後の看板の設置方法や提案された取り組みの実施内容等について協議を行い、ネーミングライツパートナー契約を締結します。
- (4) 契約締結後、パートナーは愛称の使用を開始し、また工事完了後、愛称を使用した看板の標示を開始します。
- (5) 県が得る命名権対価の収入は、特定財源として各導入施設の利便性向上のための施設整備の費用に充当される予定です。

### 3 主な公募条件

項目	条件
契約期間	・令和6年9月1日～令和9年3月31日（更新を可能とする）
愛称の命名条件	・既存の施設名称・愛称の使用は必須とはしない。 ・既存の施設名称・愛称を含めない場合は、施設の設置目的や性格をイメージできる言葉を含める（例：アリーナ、スタジアム等）。 ・施設の設置目的や性格を損なわず、親しみやすさや呼びやすさなど県民や施設利用者にとって理解が得られるものであること
命名権対価金額	・各施設毎に定めた以下の提案最低金額以上で提案すること  福岡県立ももち文化センター …年額5,000千円 福岡県営春日公園 野球場、庭球場、球技場…年額4,175千円 福岡県立スポーツ科学情報センター …年額2,052千円 福岡県立総合プール …年額2,020千円
パートナー特典	・命名した愛称を県有施設の看板に標示する権利を付与 ・県の広報や媒体における愛称の使用 ・各種イベントや施設特性を活かした取組について提案、施設管理者との協議の上で実施機会を確保 ・県有施設のネーミングライツパートナーであることの自社ホームページや出版物での広報

### 4 スケジュール概要

- (1) 公 募 開 始 : 令和6年 3月29日 (金)
- (2) 応募書類の受付 : 令和6年 6月10日 (月) ～ 19日 (水)
- (3) 提案内容の審査 : 令和6年 6月下旬～7月上旬頃 (予定)
- (4) 優先交渉権者の決定 : 令和6年 7月中旬頃 (予定)
- (5) 愛称の使用開始 : 令和6年 9月 1日 (日)
- (6) 変更後看板の標示開始 : 令和6年10月上旬頃 (予定)

### 5 募集要項等

県ホームページから、ダウンロードできます。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/bid-info/namingrights2024.html>

